

技能検定試験における新型コロナウイルス感染防止対策(ガイドライン)

令和3年度前期技能検定の受検申請に当たり、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで、ご申請くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、内容に変更が生じた場合は、当協会ホームページに掲載してお知らせします。

1 試験の中止について

新型コロナウイルスの感染状況により、急遽試験を中止とさせていただくことがありますので予めご了承ください。(中止とした場合は、受検手数料を返還します。)

その際は、当協会ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認いただきますようお願いいたします。追って受検者の皆様へはご連絡します。

2 受検の自粛について

試験日前2週間において、以下(1)～(8)の事項に該当される場合は、受検を自粛してください。(受検手数料の返金等の措置はありません。)

なお、試験当日もご体調の確認(8ページ)及び検温を実施します。発熱等の症状がみられる場合は、受検をご遠慮いただきます。

- (1) 発熱(37.5℃以上)
- (2) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
- (3) だるさ(倦怠感)、息苦しさ
- (4) 嗅覚や味覚の異常
- (5) 身体が重く感じる、疲れやすい等の症状
- (6) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
- (7) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方
- (8) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該国等の在住者との濃厚接触

3 学科試験及び計画立案等作業試験について

会場の収容人数により身体的距離(少なくとも1m)が十分に確保できない場合は、最寄りの会場とならない場合がありますので予めご了承ください。

4 その他

その他以下の取り組みを行いますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

【受検者及び関係者への制限等】

- ・ 入退場時の制限や誘導を行い、身体的距離(少なくとも1m)を確保
- ・ 受検者及び関係者のマスク着用の徹底(マスクはご持参ください。)
必要に応じて、関係者はフェイスシールドを着用
- ・ 受検者及び関係者の手指消毒・手洗いの徹底
- ・ 休憩時間における交流等を極力控える
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、受検者及び関係者の名簿を適正に管理

【試験会場における対策等】

- ・ 座席など身体的距離(少なくとも1m)が十分に確保できない場合は、パーティションを設置
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 屋内においては施設の常時換気の徹底
- ・ 施設の共用部分(トイレ、テーブル等)の定期的な消毒
- ・ 休憩スペース等は、分散化、常時換気等で3密とならないよう徹底
- ・ 飲食物等のゴミの管理の徹底